

# 令和 2 年度社会福祉法人桑折町社会福祉協議会事業計画

## －共に支え合う地域づくりを目指して－

### I 事業運営の基本方針

#### 1) 法改正による社会貢献と地域課題

平成 29 年 4 月の社会福祉法の改正に伴い、社協の定款が改正され、新定款に基づいて事業実施等を進めており、その中で社会福祉法人の役割として積極的に地域社会に貢献していかなければならないとされております。

現在、地域社会においては少子高齢化の進行や人口減少、また核家族や都市化に伴い、家族・地域のつながりの希薄化や地域の支え合いの脆弱化を背景とする福祉課題への対応が急務となっております。本町においても子育て支援や若者定住対策、さらには令和 2 年 1 月 1 日現在、高齢化率 38.1% の実情に鑑み、認知症や高齢者世帯への対策が重要課題となっております。

#### 2) 更なる福祉活動の展開

東日本大震災から 9 年が経過した中において、駅前仮設住宅は取り壊され駅前災害公営住宅、復興住宅へ主に浪江町の被災者が 63 世帯 126 人と、桑折町民 10 世帯 26 人が居住しています。その中には高齢者世帯も多く、介護保険等の支援を必要となる方もいるため、浪江町の被災者については、浪江町及び浪江町社協と連携を取り支援していきます。

昨年は、台風 19 号の大雨の被害が住宅、農地等に出て、伊達崎地区（北沢、道林）の床上浸水（7 戸）のあった方に社協として、町と一緒に見舞金を贈呈しております。10 月 12 日の夕方に町より福祉避難所の開設の要請があり、やすらぎ園デイサービスの設備を活用し、社協職員 6 人と健康福祉課の職員とで避難された町民 11 世帯 28 人の対応に次の日の午前中まであたりました。また、床上浸水被害の多かった町内会からの要請に応じ、1 日のみの災害ボランティアを募集したところ、町内外より 28 人の協力を得て対応しています。

今後においても、災害についての対応を視野に入れての福祉活動の展開が期待されます。そして、相次ぐ自然災害の中で、日常的な住民同士のつながりが災害時に大きな力を発揮することを、これからの地域づくりに活かしていく必要があります。

特に新型コロナウイルスが世界中で蔓延している中、県内でも発症者が確認されている状況です。

高齢者が感染すると重症化しやすいとされていますので、高齢者と接する機会が多い職場環境にあることから、これら感染症予防対応に万全を期していきます。

次に、高齢者世帯や日中一人暮らしの方が増加する中で、助け合いのための居場所づくりが大切であり、介護予防、健康づくりのため地域でのサロン活動が有効とされていますので、サロン数の増加、指導者の育成、実施回数の増加、いきいき百歳体操等の実施を図っていくことが必要であります。

将来的には、サロン活動の中で支え合い事業が実施できるような取り組みを町と連携し進めていく方針であります。

更には、介護保険による生活援助利用の制限や一人暮らしの高齢者が増加しているため、地域支え合い事業（ゴミ出し、清掃、買物、調理、洗濯等）への対応が求められておりますので、社協としては町からの助成・支援を受け、連携を図り有償助け合いサービス事業（有償ボランティア）の確立を図っていく方針であります。

全国的に増加している「子ども食堂」についても、昨年 7 月より実施しており、現在、参加者が 30 人前後となり大変盛況となっております。今後も関係機関の協力を得て実施して行く方針です。

本年度の事業運営については、これらの課題に的確に対応するためにこれまで取り組んできた地域の福祉力を高める事業の充実と体制の整備を図り、町民による地域福祉活動や生活支援の強化に努める必要があります。

### 3) サービス事業の展開に向けて

社協が実施する介護サービス事業については、ここ近年、事業所等の増加に伴う利用者数の減少や介護報酬の切り下げにより経営が厳しくなっております。「やすらぎデイサテライトもんも」のリハビリ特化型・半日デイサービスは、介護予防とパワーリハビリをセットにした新しい町民ニーズに対応したサービスを展開しており、利用者に変大好評をいただいて現在、待機者が出ている状況です。ただし、この施設は仮設としての利用のため、令和2年度中の役場庁舎建築・移転までの利用となっております。今後、益々高齢化が進むことから、介護予防と利用者の便宜を図る必要がありますので、設置場所・時期については町と協議をしながら進めていくことになります。

以上の状況を踏まえ、令和2年度事業運営に当たっては、

- 一 支えあい社会構築のため、社協の果たすべき役割の、住民に寄り添った地域福祉事業をさらに推進します。
- 二 住民ニーズにこたえる効果的かつ効率的な介護事業及び町が進める介護予防・日常生活支援総合事業の推進に協力し、有償助け合いセンター（有償ボランティアセンター）の充実を図ります。
- 三 経営基盤の安定のため、更なる財源の確保に努めるとともに、人材育成体系の整備を進め、職場環境の改善をして人材確保を図っていきます。
- 四 介護事業運営の更なる充実を図ります。

を基本方針とし、世代を越えた支え合いなど、地域全体が連帯する活力ある共生社会の構築に努め、社協の使命である「誰でもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進します。

## II 事業実施目標

### 1 理事会・評議員会の開催

平成29年4月の社会福祉法の改正による定款の改正に伴い、理事7人、監事2人、評議員10人の体制で定期的を開催し、町民のニーズに即した地域福祉事業を展開するとともに、介護保険事業・介護予防事業の健全な運営に、役職員一体となって取り組みます。なお、昨年6月からは、今までの業務執行理事としての業務を常勤の副会長の任務とし、副会長が事務局長兼務となりました。改選された役員の中から新たに会長・副会長を選出しており、新体制により業務執行にあたっていきます。

### 2 組織運営の整備

#### ① 組織運営の検討

地域の福祉ニーズに応えられるよう組織及び事業内容の検証や見直しを行い、効果的で効率的な事業の推進に努めるとともに、組織運営体制の整備に努めます。

#### ② 人材養成体系の整備

介護サービス事業の質の向上を図るため、職場環境の整備や職員研修の充実と職員の資質向上を図り、利用者から安心し、信頼される事業の運営に努めます。

### 3 地域福祉事業の実施

#### ① 地域福祉事業の推進

- 1) 地域福祉の推進のため、民生委員等関係機関団体との調整を図り、福祉活動の支援を行います。
- 2) 寝たきり高齢者等の介護者に対する支援を行います。
  - ア) 家族介護者交流事業の実施（地域包括支援センター）
  - イ) 激励・支援事業の実施
- 3) 福祉団体等の活動促進のため福祉バスを運行します。

#### ② ボランティア活動の推進

- 1) 住民参加の事業を展開できるように、行政と協力し合い、ボランティアの発掘・育成を図ります。

- 2) 個人及び団体の登録ボランティア相互の連携と連絡調整を図り、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 3) 生活支援・介護予防サービスへのボランティアの育成を図ります。
- 4) ボランティアセンター広報誌「陽だまり」を毎月発行し、ボランティアの募集、ニーズの発掘及びボランティアについての啓発を図ります。
- 5) 町内小中学校と連携し「サマーショートボランティアスクール」を通じて福祉教育、ボランティア体験を支援します。また、教育課程の中で福祉教育の授業の枠を確保してもらい出前教育を実施していきます。
- 6) 住民同士の支え合い事業が求められておりますので、有償助け合いセンターを設置し活動者の募集・登録と利用者の募集し、利用者との間を取り持つコーディネートを図っていきます。
- 7) ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動保険への加入を促進します。

### ③ 高齢者福祉事業の推進

- 1) 老人クラブ活動の育成支援を行います。
- 2) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯及び寝たきり高齢者に共同募金の配分金等を活用し援助、支援を行います。
  - ア) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象にした事業
    - a) シニアいきいきの集いを実施
    - b) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯支援事業を実施
    - c) 除雪することが困難な世帯に対する除雪事業の実施
  - イ) 寝たきり高齢者を対象にした事業
    - a) 日常生活用品引換券給付事業を実施
- 3) デイサービスが必要とされる方に対し、地域包括支援センターにおいてチェックリストを実施した方のうち事業対象者には、町からの受託により、大かや園で総合事業通所型サービスAほほえみの提供を実施していきます。

### ④ 障がい(児)者福祉事業の推進

- 1) ふれあいデイサービス事業を実施して、レクリエーション活動を通して参加者同士の交流を図ります。
- 2) 障がい者の団体に対し、活動の推進のための経費の助成を行います。

### ⑤ 幼児・児童福祉事業の推進

- 1) 準要保護世帯への支援事業を実施します。
- 2) 保育を要する児童のための活動を支援します。
- 3) 乳幼児を持つ母親の相互連携や情報交換のための活動を支援します。
- 4) 児童遊び場を管理点検し、町民の要望に応じて老朽化や活用のない遊び場は撤去の方向で進めます。
- 5) 「子ども食堂」については、関係機関と協力し昨年7月より実施しており、今後も運営の充実を図っていきます。

### ⑥ 低所得世帯の援護

- 1) 生活援助資金及び生活福祉資金の周知及び適正な運用を図ります。
- 2) 生活困窮者に対し義援金を配分します。
- 3) 生活困窮者自立支援制度について、町及び民生委員と協力し対応していきます。

### ⑦ 福祉活動等の支援

- 1) 町内で活動する福祉団体等の活動を支援します。
- 2) ふれあいいいききサロンの育成と活動を支援し、活動費の一部を助成します。

- ア) サロンの新規開設を促進するための指導援助、コーディネートを推進します。
- イ) サロンの後継者育成と介護予防、健康志向の事業にも取り組みます。
- ウ) ふれあいいきいきサロンにおける講師派遣及び「うぶかの郷」を利用した事業を助成します。
- エ) 子育てサロンに対し、活動の推進のため配分金を交付します。
- オ) ふれあい館の維持管理・利活用と運営を支援します。

### ⑧ 社会福祉事業の周知

- 1) 広報紙「社協だより」を年4回発行し、社協事業の町民への周知と紙面の充実を図ります。
- 2) ホームページを随時更新し、情報公開に努めます。
- 3) 地域福祉向上のための、啓発事業としての講演会等を実施します。
- 4) 社協事業の公開のため、決算計算関係書類及び財産目録等を閲覧できるよう事務所に備えおきます。

### ⑨ 福祉総合相談所の開設

福祉全般にかかる相談及び苦情を処理するため、福祉総合相談所を開設します。

- 1) 相談事務の常設 広く福祉に関する相談及び苦情を受け付け、必要に応じ関係機関、弁護士との連携を図り処理します。
- 2) 法律相談日の開催 毎月1回、4地区の公民館で順次に弁護士による相談日を開催します。

### ⑩ 苦情処理の対応

福祉事業に対する苦情、要望などを受け付け対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び委員（5人）を設置し、早急な苦情解決を図ります。また客観的な立場で解決を図るために第三者委員（3人）を配置します。

### ⑪ 権利擁護事業

- 1) 判断力の不十分な方に対し、福島県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用を推進します。
- 2) 町長申し立てにより被後見人・被保佐人・被補助人の審判を受けた町民のうち、後見人・保佐人・補助人となり得る親族等がない町民に対し、社協が法人後見人として後見業務を行います。

## 4 災害対策事業

### ① 災害発生時の対応

災害が発生したときは、日本赤十字社桑折町分区及び関係機関と連携して対応していくとともに、町と協議して必要に応じ災害ボランティアセンターを設置して行きます。町の要請により福祉避難所がやすらぎ園に設置された場合は、社協職員と健康福祉課職員で速やかに対応し、長期にわたる場合は、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得ながら対応を図っていきます。

## 5 地域包括支援センターの運営

町から運営を受託し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の取り組みを推進します。また、地域ネットワーク会議、個別ケア会議を開催し、介護事業所や各機関との情報交換や勉強会、地域の課題の抽出を行います。地域包括ケアシステムの推進に向け、ネットワークの構築と住民支え合いの体制づくりを進めます。また、地域の住民助け合いの輪を広げるため、町と連携して協議体（せっかくどうも会）に積極的に参加していきます。

### ① 総合相談支援業務の実施

- 1) 高齢者の不安・介護・健康・生活・福祉に関する相談を受け付けます。
- 2) 介護保険や介護サービス利用についての説明や要介護認定申請を代行します。

### ② 介護予防事業の実施

- 1) チェックリストを実施し、該当する方及び要支援認定を受けている方に対し介護予防サービス計

画作成・介護予防ケアマネジメントを支援します。

- 2) 介護予防計画の原案を作成します。
- 3) 町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進に協力し、地域の多様な主体を利用して高齢者を支援します。
- 4) 介護予防いきいき百歳体操を推進します。
- 5) 出前講座（サロン等）を実施します。

### ③ 認知症に対応する事業

- 1) 個別相談を実施します。
- 2) 認知症カフェの運営を図ります。
- 3) 認知症サポーター養成講座を実施します。
- 4) その他、認知症に関する事業を実施します。

### ④ 虐待の防止及び早期発見、その他権利擁護のために必要な事業の実施

- 1) 民生委員、人権擁護委員等との情報共有と連携を図り、家庭内虐待や介護放棄の防止と人権の保護に努めます。
- 2) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、後見人制度等の周知啓発活動を推進します。
- 3) 関係機関と連携を図りながら消費者被害の相談、被害予防の啓発にあたります。

### ⑤ 家族介護者交流事業（町受託事業）

家族介護者相互の交流を通し、心身ともにリフレッシュ化を図ります。

## 6 介護保険事業

- 一 経営基盤の安定化を図るため、各事業において利用率の向上と業務の効率化に努めます。
- 二 利用者の人権を尊重し、満足度の高い介護サービスの提供に努めます。
- 三 職員の資質と介護レベルの向上を図り、利用者の介護の充実に努めます。
- 四 利用者及び各種加算等の増を図り、介護保険事業の経営改善に努めていくとともに、人材確保のため職員の処遇の改善を図っていきます。
- 五 新型コロナウイルス等の感染症予防対策を実施し、職員・利用者とも感染しないよう努めます。

### ① 居宅介護サービスの提供

#### 1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

入浴をはじめとする身体の保清、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行います。

なお、介護保険対象外のサービスとして外出の時の付き添い、見守り、生活援助（炊事、掃除、買い物）等の自費サービスの提供を実施していきます。

#### 2) 通所介護（デイサービス）

2ヵ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所を利用者の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介助、レクリエーションを通しての機能回復を図り、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、やすらぎ園、大かや園デイサービス共に、個別機能訓練を実施することによる身体機能の回復・生活全般にわたる援助を進めております。大かや園デイサービスセンターについては、地域密着型のため地域との連携を図っていくよう年2回運営推進会議を開催していきます。

また、リハビリ特化型・半日デイサービス「やすらぎデイサテライトもんも」の運営（営業日：水曜日を除く月曜日から土曜日）を平成29年度6月より開始していますが、仮設のため令和2年度中に移転が求められております。今後、益々高齢化が進むことから、介護予防と利用者の便宜を図る必要がありますので、移転先が決定された際には、水曜日も営業実施して行く方針です。

## ② 居宅介護の支援（ケアプランの作成）

- ア) 高齢者の実態を把握し、適切な情報を提供して居宅サービス計画の原案を作成します。
- イ) 病院、地域包括支援センター、サービス事業所等との情報の共有を図り、より良いサービスの提供に向け連携を密にしていきます。
- ウ) 必要に応じ、地域包括支援センターから委託を受けて、利用者の自立を支援する介護予防計画の原案を作成します。
- エ) 災害公営住宅・復興住宅に入居している方の高齢化に伴う、要介護者のケアプランの作成に関わっていきます。

## ③ 居宅介護予防サービスの提供

町が実施する要支援者の方と事業対象者への介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供に協力していきます。

### 1) 介護予防・日常生活支援総合事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）

要支援と認定された方と事業対象者に対して、各市町村の指定を受け本人が自力で家事等を行うことが困難な場合で、かつ家族の支援や他の福祉施設等のサービスが利用できない場合にサービスを提供します。なお、介護保険外のサービスとして外出時の付き添い、見守り、生活援助（炊事、掃除、買い物）等の自費サービスを提供します。

### 2) 地域支え合い事業

生活援助サービスが介護保険での利用が制限されていく中で、住民同士の支え合い事業（ゴミ出し、清掃、買物、調理、洗濯等）の立ち上げが、求められてきております。町は福祉団体、町内会、民生委員、老人クラブ、女性団体等を対象として、地域で支え合う仕組みづくり勉強会や生活支援体制整備事業に向けた協議体を設立し、地域支え合い推進員を中心に「せつかくどうも会」を開催しており、地区および町内会等を単位とした助け合いを進めています。町民と一緒に社協職員も参加し、地域助け合いの輪が広がるよう活動をしておりますが、住民主体の支え合い事業の設置までとはなっておりません。

その中で社協としては、町と協力して有償助け合いサービスセンター設置及び事業実施要綱に基づき、町全体としての有償助け合いサービス事業の推進及び充実を図っていきます。

### 3) 介護予防・日常生活支援総合事業（旧介護予防通所介護相当サービス）

2ヵ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所において、要支援者の方と事業対象者に対し各市町村の指定を受け介護給付の利用者と同様に予防給付の対象者の状況に応じて、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、個別機能訓練の対応も進めております。

大かや園デイサービスセンターについては、地域密着型のため地域との連携を図っていくよう年2回運営推進会議を開催していきます。

また、リハビリ特化型・半日デイサービス「やすらぎデイサテライトもんも」の運営（営業日：水曜日を除く月曜日から土曜日）を平成29年度6月より開始していますが、仮設のため令和2年度中に移転が求められております。今後、益々高齢化が進むことから、介護予防と利用者の便宜を図る必要がありますので、移転先が決定された際には、水曜日も営業実施して行く方針です。

### 4) 総合事業（通所型サービスA・緩和した基準によるサービス）

町から委託を受け大かや園において、「通所型サービスAほほえみ」として実施しております。

## ④ より良いサービスを提供するための改善事業

- 1) 町内社会福祉法人や各介護施設・事業所との連携による地域福祉介護の充実を図る定期的な代表者連絡会議を開催し、社会福祉法人としての社会貢献事業及び町の介護福祉の向上のための協議を進めていきます。

- 2) 利用者の意見・要望聴取のためのアンケート調査を実施します。
- 3) 利用者に喜んでもらえるよう、誕生月に花等のプレゼントを実施します。

## 7 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、介護の必要な障がい者等（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等対象者）に対し居宅介護（ホームヘルプサービス）を提供します。

## 8 社協の自主財源確保による地域福祉事業の推進と社会貢献事業

全国的に社協の介護事業が、報酬切り下げ等により厳しい経営が続いています。

そのため、社協の新たなサービス事業の展開や法人、篤志者等のご理解ご協力をいただきながら自主財源の確保に努め、住民に寄り添った地域福祉活動を進めます。

特定財源のご遺志基金を活用して介護予防マシンの導入した「やすらぎデイサテライトもんも」において、介護保険事業リハビリ特化型・半日デイサービスとして運営していくことにより、町民の介護予防を図り健康寿命の延伸に努めております。

毎週水曜日には「介護予防健康教室」として、町と地域包括支援センターとの連携により、いきいき百歳体操、認知症カフェ、介護予防講座、健康教室等に活用していくとともに、毎週日曜日は、「元気シニアクラブ」としておおむね 55 歳以上の桑折町民、浪江町民の交流の場の設置と健康維持増進等のため開放しております。なお、「元気シニアクラブ」事業の日曜日の開放日については、社協職員等の有償助け合いサービス(有償ボランティア)としての協力により管理運営を行っており、社協の地域貢献事業と位置づけしております。

そして、利用している皆様より利用ごとに、町の共同募金にご協力いただき、県共同募金委員会に送金し、募金の中から多くの配分を受け町民の福祉向上のための事業に役立てております。

また、「子ども食堂」の設置・運営については、昨年 7 月より（月 1 回）社協が主体となり、町内社会福祉法人（4 法人）により、人員・運営費の負担をいただき社会福祉法人の社会貢献事業として実施しております。その他町食生活改善推進員、赤十字奉仕団、民生委員協議会、一般ボランティアの皆様よりの協力や農家の方からの米や野菜の寄付と一般町民の方により寄付により、成り立っております。子ども食堂利用者には、「元気シニアクラブ」同様に町の共同募金にご協力いただき、県共同募金委員会に送金し、募金の中から多くの配分を受け町民の福祉向上のための事業に役立てております。

現在、子ども食堂についての社協だよりによる広報及び学習支援日に開催したところ大変盛況になってきております。

## 9 社会福祉充実計画

毎年度決算において、社会福祉充実残額が発生した場合の用途については、第一順位の社会福祉事業として職員給与等の待遇改善、一時金の支給及び新規事業開設に伴う人材の雇用並びに施設・設備の整備に充当する方針ですが、社会福祉事業の用に供している土地・建物を所有していない当社協においては、社会福祉充実残額は生じておらず、従いまして現時点で社会福祉充実計画は策定しておりません。